

景観形成重点地区

神子原

山間に広がる棚田と
その合間に点在する伝統的
家屋の集落、
自然と人々の営みが調和する
美しい里山景観の保全・再生



棚田と伝統的
家屋の集落が
織りなす
里山景観を有する
羽咋市神子原地区を、
「景観形成重点地区」に指定しました。

景観形成重点地区とは？

石川県では、特に良好な景観を有し、積極的に保全を図る必要がある地区を「景観形成重点地区」に指定し、建築物や屋外広告物等のきめ細やかな規制・誘導を行っています。これまでに能登地域の代表的な里山の景観を有する能登町「春蘭の里」、里海の景観を有する「奥のと里海 日置」が指定済みで、今回の「神子原」地区が第3号となります。

区域図



神子原地区の 景観の特徴

1 広がりのある美しい棚田

春の光に輝く水面や、
黄金色に波打つ稲穂など
四季折々の表情を見せる美しい棚田



羽咋市の神子原地区は、「1.広がりのある美しい棚田」、
「2.伝統的な建築様式の家屋」、
更には「3.まとまりのある農村集落」といった、
自然と人々の営みが調和する里山景観を有しています。
この美しい里山の景観を永く保全し、
地域の活性化につなげていくための取り組みを開始しました。



2 伝統的な建築様式の家屋

黒瓦の屋根、下見板や漆喰の外壁の
伝統的な建築様式の家屋が数多く残る集落

3 まとまりのある農村集落

棚田と一体的に形成された
まとまりのある農村集落



美しい里山景観を守る取り組み

地区内で一定規模を超える行為を行おうとする場合は事前に届出が必要です。

手続きの詳細は、裏面をご覧ください。

建築物の建築等に係る景観形成基準

建築面積10㎡を超える建築物の建築等を行う際は以下の事項を守って下さい。

位置・規模

- ① 主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置、高さとする。
- ② 高さは原則として周辺樹木の高さ以下とし、やむを得ず樹高を超える場合は、周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。

形態・意匠

- ① 既存の伝統的な建築様式の建築物については、保全・活用に努める。
- ② 屋根は瓦葺きの勾配屋根とするよう配慮する。
- ③ 太陽光パネルを屋根に設置する場合は、原則として屋根から突出させない。
- ④ エアコンの室外機等室外に設ける建築の設備は、道路等の公共用地から目立たない位置に設けるか、建築物本体と調和し目立たなくするよう配慮する。

色彩

- ⑤ 外壁の色は、原則として周辺と調和する茶系色、灰系色、ベージュ系色とする（木材、石材、白漆喰などの表面を着色しない自然素材を除く）。
- ⑥ 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮する。
- ⑦ 屋根及び太陽光パネルの色は原則として黒色とする。

材料

- ① 瓦、木材、土などの自然素材を使用するよう配慮する。
- ② 金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。

植栽

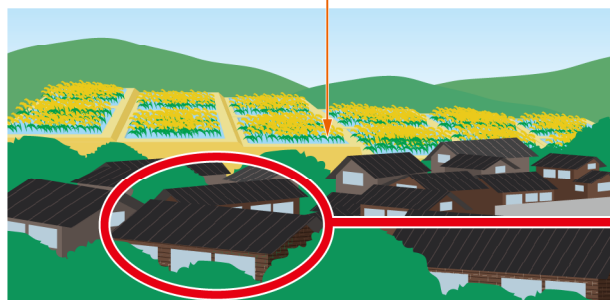
- ① 塀・垣・柵・フェンス等を設ける場合、周辺の自然環境に配慮した板塀・生け垣を設置するよう配慮する。

その他

- ① 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に併せて改善するよう配慮する。

美しい棚田の眺望景観を阻害しない位置・高さ(①)

周辺樹木の高さ以下(②)

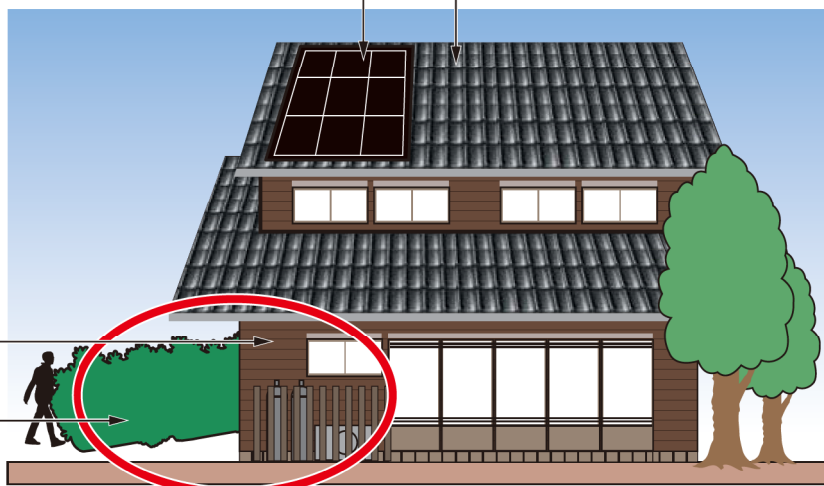


屋根から突出させない

黒い太陽光パネル(③⑦②)

瓦葺きの勾配

屋根(②⑦①)



下見板張りの外壁(⑤①)

板塀や生垣により、物置や室外機等をかくす

(④①)

工作物の建設等に係る景観形成基準

高さ1.5m 又は築造面積の合計50㎡を超える工作物の建設等を行う際は、以下の事項を守って下さい。

位置・規模

- ① 主要な視点場や幹線道路から望む広がりのある美しい棚田の眺望を阻害しない位置とする。
- ② 周辺環境より突出した印象を与えないよう配慮する。
- ③ 太陽光パネルは原則として主要な視点場や幹線道路から見えないようにし、やむを得ず見える位置に建築する場合は、植栽に努める。

形態・意匠

- ① 自然環境や棚田の景観と調和したデザインとするよう配慮する。

色彩

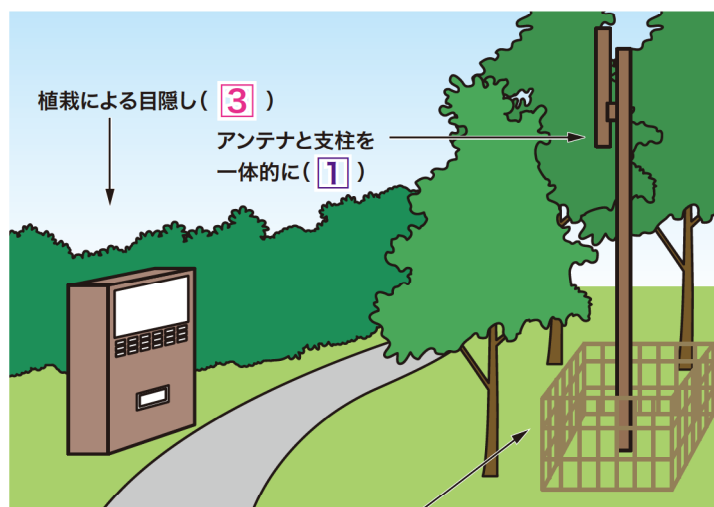
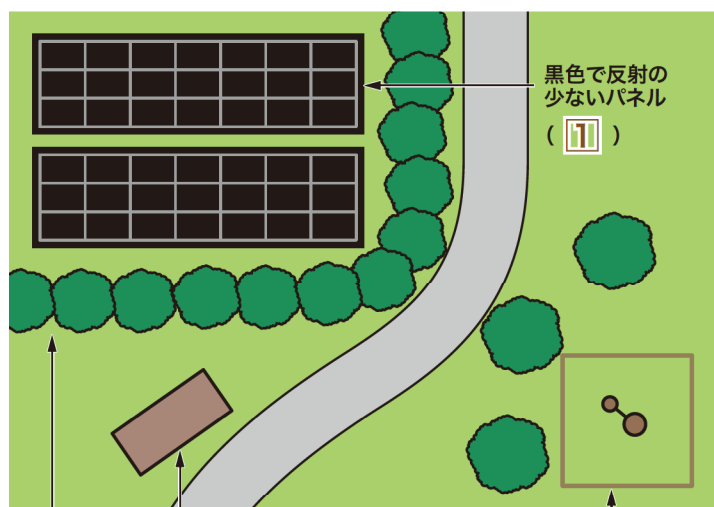
- ② 低彩度色とし、周辺の建築物や自然の色彩との調和に配慮する。

材料

- ① 金属板、太陽光パネル等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射が少なく模様が目立たないものにするなど周辺景観との調和に配慮する。

その他

- ① 既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。
- ② 敷地境界に塀やフェンス等を設ける場合、周辺の景観との調和に配慮する。
- ③ 広告物、自動販売機等は、周囲の色彩との調和に配慮するとともに、照明は過剰な光量とならないよう配慮する。



落ち着いた色彩 (1 3)
植栽による目隠し (3)

樹木の近くに設置 (2) 目立たない色彩 (2)
反射の少ない素材 (1) 色彩に配慮したフェンス (2)

開発行為に係る景観形成基準

300㎡を超える開発行為を行う際は以下の事項を守って下さい。

盛土・切土

- ① 棚田の形態をできる限り保つよう努める。

のり面

- ① 擁壁への石材の活用や緑化などにより、周辺の自然環境や棚田の景観との調和に配慮する。

樹木等

- ① 敷地内にある樹木や水路などは極力保全・活用するよう配慮し、伐採は最小限に努める。
- ② 区域内の緑化に努め周辺環境と調和した植栽計画とする。
- ③ 地域の環境に適した在来種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。

棚田散策マップ

神子原地区は、能登野菜に認定されている「神子原くわい」や、ローマ法王に献上したことでも知られる有名なブランド米「神子原米」などが育てられている自然豊かな地域であり、生産された農産物は地元が出資して運営している直売所「神子の里」で販売されています。

神子の里

特産品である神子原米やくわいをはじめ、地元農家の新鮮野菜やお惣菜、民芸品などが並ぶ農産物直売所。隣接するそば処では、地蕎麦を使った手打ち蕎麦が楽しめます。



神子原の棚田

神子原米がつくられている棚田です。壮大な棚田の景色を見渡せるビュースポットとなっていて、田植えを終えた6月から刈取前の9月頃が見頃です。



神子原米



昼夜の寒暖の差と、豊富な雪解け水の清流によって育てられ、もちもちとした食感が評判のお米。ローマ法王に献上された実績ももちます。

神子原くわい



豊富できれいな山水が育てた上質なくわい。能登野菜にも認定されています。また縁起物として、能登ではお節料理に欠かせない食材に。

秋祭り

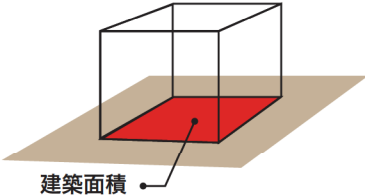
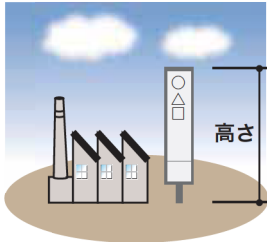
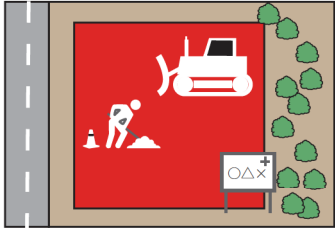


毎年9月には、五穀豊穡と疫病退散を願って秋祭りが行われています。勇壮かつ華麗な獅子舞が特徴です。



届出の対象となる行為

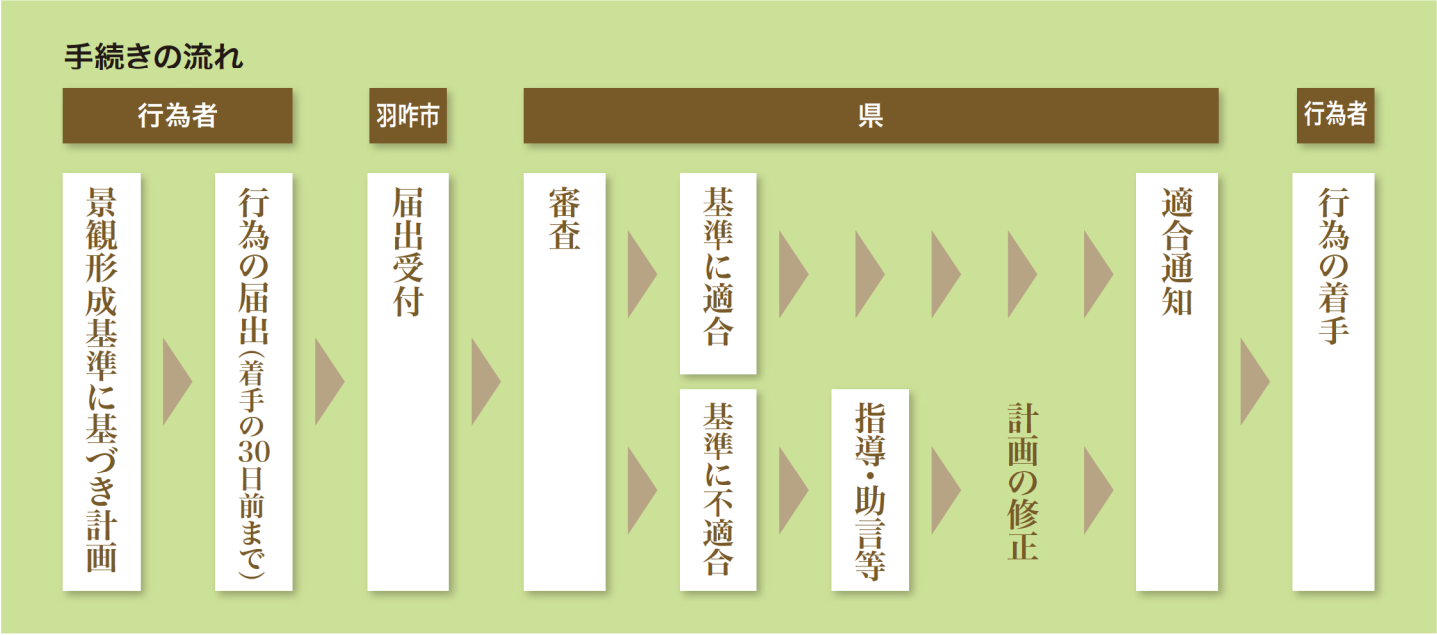
一定規模を超える行為をしようとする場合は、あらかじめ県に届出が必要です。

建築物の建築等 建築面積10㎡を超える建築物 	工作物の建設等 高さ1.5m 又は築造面積の合計50㎡を超える工作物 	開発行為 300㎡を超える開発行為 
---	--	--

建物を建てる際だけでなく、こんな場合も届出が必要です。

- 外壁を塗り替える際
- 屋根や外壁を修繕する際
- 屋根に太陽光パネルを設置する際
- など

届出から着工までの流れ



事前相談及びお問い合わせ先

羽咋市役所 地域整備課

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200
TEL : (0767) 22-9645 FAX : (0767) 22-4484

石川県土木部都市計画課 景観形成推進室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL : (076) 225-1759 FAX : (076) 225-1760
ホームページ : <http://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/keikan/index.html>

中能登土木総合事務所 建築課

〒926-8586 石川県七尾市本府中町ソ27番9
TEL : (0767) 52-7604 FAX : (0767) 52-5104